

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：日新興業株式会社  
(法人番号1120001057571)  
業者の住所：大阪府大阪市淀川区三国本町1-12-30
- 2 指名停止措置期間：令和7年5月21日から  
令和7年7月1日まで
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 日新興業株式会社は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請負契約を建設業許可を有しない者との間で締結していたことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和7年3月4日、近畿地方整備局長から監督処分（営業停止10日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1月以上9月以内